◇◇◇◇ 日本臨床検査技師連盟だより ◇◇◇◇

日本臨床検査技師連盟連絡委員会開催案内

平成13年1月27日(土)、午後2時から同4時までホテル聚楽会議室で開催することが決定した。

◇ ホテル聚楽会議室:東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話:03-3251-7222

政治資金規正法(その2)

寄附の量的制限及び勧誘、要求、受領禁止違反

会社などの団体、個人の寄附について、量的な制限に違反して寄附を行ったり、寄附を受けることは政治資金規正法第21条~22条の2に違反します。

日本臨床検査技師連盟が受けられる寄附

寄附の提供者	年間限度額
会社などの団体	禁止
個 人	150万円

寄附の質的制限

寄附を受けることが禁止または制限されるもの。

- ① 国や地方公共団体から補助金や出資を受けている会社からの寄附(規正法22条の3関係)
- ② 3年以上継続して欠損を生じている赤字会社 (規正法第22条の4関係)
- ③ 外国人、外国法人会社からの寄附 (規正法第22条の5関係)
- ④ 本人名義以外の名義、及び匿名の寄附 (規正法第22条の6関係) 政党や政治資金団体が街頭や公開講演会などで受ける千円以下の寄附については、匿 名でも認められる。

日本臨床検査技師連盟が提供できる寄附

日本臨床検査連盟が他の政治団体に提供する寄付は、制限がなく寄附できます。ただし連盟は、法律改正の要望をしているため寄附のあっせんとみなされることがある。

その他の寄附の制限(政治資金規正法第22条の7・8関係)

会員の自発的な意志に基づいて行われる寄附の任意性を確保するために次の禁止項目がある。

- ① 寄附をする際、相手に対して不当にその意志を拘束するような方法であっせんしてはいけない。
- ② 寄附をあっせんする者は、寄附をしようとする者の意志に反してその者の賃金、工賃等 その他これらに類するものからのチェックオフによる方法で寄附を集めてはならない。
- ③ 国や地方公共団体の一般職の公務員に対して、その地位を利用した寄附への関与などを求めてはならない。

意志の拘束とは、雇用関係を利用したり組織の影響力等を利用して威迫すること。
公務員の地位利用とは、職務権限に基づく影響力を行使することや人事権などの影響力

を行使すること。窓口で住民に接する職員がこれらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかけること。関与については、あっせんに限らず援助、勧誘、仲介その他の広範囲な行為が含まれる。

(政治資金規正法第22条の7・9関係)

政治資金の株式投機

政治資金の運用として株式の売買はできない。

第二次森改造内閣で

厚生労働大臣に坂口 力(66 才)公明党、衆院比例東海、厚生労働総括政務次官 に桝屋 敬悟(49 才)公明党、衆院比例中国が選出された。

連盟活動状況

○ 第5回武見敬三セミナー開催される

10月17日(火)ホテルニューオータニに於いて第5回武見敬三セミナーが開催された。 来年予定されている参議院選挙をにらんだ開催であり、日本医師会会長坪井栄孝氏が「社会保障のグランドデザイン」と題して講演を行った。当会からはセミナーの発起人でもある日本臨床検査技師連盟会長岩田進他が出席し、臨床検査技師問題議員懇談会会長橋本龍太郎(元内閣総理大臣、現行政改革担当大臣・北方対策担当大臣・沖縄開発庁長官)氏と親しく歓談した。



橋本龍太郎氏と歓談する岩田進連盟会長



3,000 名を越える参加者

○ 志帥会セミナー開催される

11月9日(木)ホテルニューオータニにおいて志帥会セミナーが開催された。臨床検査技師問題議員懇談会委員の伊吹文明衆議院議員からの要請に日本臨床検査技師連盟から常任委員他が出席した。

○ 熊代昭彦衆議院議員、社会部会長並びに自由民主党副幹事長就任報告会

11月29日(水)ホテルニューオータニにおいて標記の報告会が開催された。 熊代衆議院議員は臨床検査技師問題議員懇談会の事務局長である。日本臨床検査技師連 盟から常任委員他が出席した。